

利 用 者 の た め に

2003年漁業センサスの概要

1 調査の目的

2003年漁業センサスは、我が国漁業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、漁村、流通・加工業等の漁業の背景の実態を総合的に把握し、漁業構造の改善等水産行政諸施策の基礎資料を整備することを目的としている。

2 根拠法規

統計法（昭和22年法律第18号）、統計法施行令（昭和24年制令第130号）及び漁業センサス規則（昭和38年農林省令第39号）に基づいて行った。

3 調査の体系

調 査 の 種 類		調 査 の 対 象	調 査 の 系 統	調査期日	調 査 方 法
内 水 面 漁 業 調 査	内水面漁業経営体調査	農林水産大臣の指定する湖沼の漁業経営体及び養殖業経営体	農 林 水 産 省 地 方 農 政 局 統計・情報センター (調査員)	平成15年 11月1日 現 在	調査員又は統計・情報センター職員が調査客体からの面接聞き取り調査 (一部自計申告)
	内水面漁業地域調査	農林水産大臣の指定する内水面漁業地域	農 林 水 産 省 地 方 農 政 局 統計・情報センター	"	統計・情報センター職員が調査客体からの面接聞き取り調査

利用上の注意

2003年（11次）漁業センサス内水面漁業調査の改正点

2003年漁業センサス内水面漁業調査の実施に当たっては、水産業の情勢の変化等を踏まえ、次の変更を行った。

(1) 内水面漁業経営体調査

自営漁業の後継者の有無及び養殖施設の稼働割合を新たに把握した。

(2) 内水面漁業地域調査

従前の内水面漁業協同組合調査を廃止し、内水面漁業地域調査を実施した。

内水面漁業地域調査では、多面的機能や生活環境の実態を把握するため、植樹活動及び魚付き林の造成の有無、河川・湖沼の清掃活動に参加した成人の男女別割合、遊漁の状況、活性化の取組及び内水面漁業集落の生活環境等を把握した。

1 調査の定義及び約束事項

(1) 内水面漁業経営体調査

過去 1 年間	平成14年11月 1 日～平成15年10月31日の期間
内水面漁業	共同漁業権の存する天然の湖沼その他の湖沼で農林水産大臣が定める湖沼において水産動植物の採捕の事業又は内水面（浜名湖、中海、加茂湖、猿瀬湖、風蓮湖及び厚岸湖は除く。以下同じ。）において営む養殖業をいう。
内水面漁業経営体	湖沼漁業経営体及び内水面養殖業経営体をいう。
湖沼漁業経営体	過去 1 年間に共同漁業権の存する天然の湖沼その他の湖沼で農林水産大臣が定める湖沼において水産動植物の採捕の事業又は養殖の事業を、利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として営んだ世帯又は事業所をいう。
内水面養殖業経営体	過去 1 年間に利潤又は生活の資を得るため、内水面において販売を目的として計画的かつ持続的に投じ（餌）又は施肥を行い、養殖用又は放流用種苗の養成若しくは成魚を養成した世帯及び事業所をいう。
経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
個人経営体	個人で漁業を自営する経営体をいう。
会社	商法又は有限会社法に基づき設立された合名会社、合資会社、株式会社及び有限会社をいう。
漁業協同組合	水産業協同組合法（昭和23年12月15日法律第242号）に基づき設立された漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。
漁業生産組合	水産業協同組合法に基づき設立された漁業生産組合をいう。
協同経営	二人以上（法人を含む）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行ったものをいう。
官公庁・学校・試験場	官公庁・学校・試験場のうち漁獲物又は収獲物を販売したものをいう。
養殖方法 池中養殖	養殖を目的として造られた人工の養殖池を使用して養殖を行うものをいう。ため池、水田等を使用した場合でも、それ本来の目的がなくなり、養殖を目的として使用している場合は、池中養殖とした。
止水式	止水面で、水作り（プランクトンを適量発生させ、水の状況を良好にすること。）によって養殖を行うものをいう。

	溶存酸素を適量に保つため、動水機、その他の酸素混入機による水の流動のあるもの及び水質悪化を防止するための地下水あるいは河川水を注入しているものも含めた。
流水式	常時新しい水の流入、使用水の一部排出を行うことにより、魚の成育環境を良好にして養殖を行うものをいう。
循環式	一度養殖に使用した水を循環ろ過して有害物質を取り除き養殖に使用可能な水質にまで浄化のうえ、再利用しながら養殖を行うものをいう。
ため池養殖	かんがい用、貯水用等養殖以外の目的に使用されている水面を利用して、養殖を行うものをいう。
網いけす養殖	湖沼、池、河川等の広い水面の一部に、竹束、ドラム缶、木樽等を浮きとし、竹、ビニール、鋼管等で形を整えた網いけすを、杭、錨、土俵等により固定して、その中で魚類等を養殖するものをいう。
排水の浄化処理	使用した水を排出する際に、経営体個人又は共同で残餌、排せつ物等を取り除くための処理を行っているものをいう。
ろ過装置	浄化処理を行うため、排水を流し、フィルター等を通過させることにより、浄化させる装置をいう。
その他	浄化処理を行うため、ろ過装置以外で浄化処理を行う施設をいう。（既存の養殖池を沈殿池として利用し、浄化処理を行う場合も含む。）
経営体の専兼業分類	
専業	個人経営体で、満15歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいないものをいう。
第1種兼業	個人経営体で、満15歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいるもので、自営漁業の年間収入が自営漁業以外の年間収入を上回るものをいう。
第2種兼業	個人経営体で、満15歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいるもので、自営漁業以外の年間収入が自営漁業の年間収入を上回るものをいう。
内水面養殖業従事者	過去1年間に内水面養殖業経営体が養殖作業に従事した日の中で、特定の作業を行うために臨時的に従事者が増えたような時でなく、通常の状態とみられる日の従事者数をいう。
湖沼漁業従事者	過去1年間に湖沼漁業経営体が湖上作業に従事した日の中で、特定の作業を行うために臨時的に従事者が増えたような時でなく、通常の状態とみられる日の従事者数をいう。
自営漁業の後継者	過去1年間に自営漁業に従事した人のうち、将来自営している漁業の経

	営主になる予定の人をいう。
使用漁船	過去１年間に湖沼において、漁業又は養殖業に直接使用したすべての船をいう。ただし、遊漁のみに使用した船は除く。 本報告書では湖沼漁業経営体の自己所有、借り入れに問わず調査日現在、当該経営体が管理運営している漁船（保有漁船）を対象とした。
(2) 内水面漁業地域調査	
内水面漁業地域	内水面漁業地域とは、内水面における漁業権行使区域により区分されている水域及びこれに接続する地域として農林水産大臣が定めるものをいう。
内水面漁業集落	内水面漁業地域の一部において、一定の地理的領域と社会的領域によって成立している地域社会をいう。
堰堤	水流をせき止めたり、調節したりするために、河川の途中や湖沼の出入口に設けられた仕切をいう。貯水、利水、発電、砂防等を目的とする堤高15m以上のダムであっても漁業権水面に隣接している場合は含む。
魚道	河川にダムや堰堤を築造する際、魚類の通路としてその一部に付随して設ける水路をいう。
魚礁・魚巢ブロック	河川・湖沼に自然石やコンクリートブロック等を人為的に投入し、あるいは設置された水産動植物の生息場をいう。
産卵場	水産動植物の産卵を行う場所として、禁漁区の設定、水性植物の保護・造成、河床の整備、浮産卵礁の設置及び堆積物の除去等を行っている区画をいう。
植樹活動	森林がもたらす栄養分に富んだ水の安定供給、保水機能、良質の土砂の供給等により魚介類を保育する目的で山に木を植え、その保育作業をすることをいう。
魚付き林の造成	水面に対する森林の陰影、投影、魚類等に対する養分の供給、水質の汚濁防止等の作用により魚類の棲息と繁殖を助ける目的で設けた林を造成することをいう。
友釣り専用区域	漁場等の利用調整を目的として、あゆの友釣りをするために設置した専用の場所・区域をいう。
フライフィッシング専用区域	漁場等の利用調整を目的として、ます、いわな等についてフライフィッシングをするために設置した専用の場所・区域をいう。
溪流釣場	駐車場やトイレ等の利用施設が整備され、河川に足場の設置等の安全性を向上させる施設・釣関連道及び魚の生息を促すための魚礁等がある場所をいう。

釣堀	魚類等を一定水面に放し、料金を取って遊漁者に当該魚種を釣らせるものをいう。
遊漁（者）	レクリエーションを目的として、内水面において水産動植物を採捕する行為をいい、遊漁者とは、遊漁を行う者をいう。
祭・イベント	内水面漁業地域に関連した地域振興、活性化の目的及び慣例的な行事として、定期的に行われているものをいう。
漁業体験	体験学習会、観光等により漁業を体験する活動をいう。

2 数値及び記号の表示

(1) 数 値

本報告書の数値が確定値であり、「2003年（第11次）漁業センサス結果概要」に掲載した概数値とは、若干異なる場合がある。

また、本報告書の市区町村別統計は平成15年11月1日現在の市区町村別に取りまとめたものである。

(2) 記 号

統計表中に使用した記号は次のとおりである。

「 - 」は事実がないもの

「 0 」は単位に満たないもの

「 x 」は秘密保護上数値を公表しないもの

報告書の刊行一覧

漁業センサスに関する報告書は、次のとおり、随時刊行する予定である。

報 告 書 名

第1巻 海面漁業に関する統計（全国・大海区編）

第2巻 海面漁業に関する統計（都道府県編）

第3巻 海面漁業に関する統計（市区町村編）

第4巻 海面漁業に関する統計（漁業地区編）

第1分冊 北海道・東北・北陸

（北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟、富山、石川、福井）

第2分冊 関東・東海・近畿

（茨城、千葉、東京、神奈川、静岡、愛知、三重、京都、大阪、兵庫、和歌山）

第3分冊 中 国 ・ 四 国

（鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知）

第4分冊 九 州 ・ 沖 縄

（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）

第5巻 海面漁業の構造変化に関する統計

第6巻 海面漁業の団体経営体に関する統計

第7巻 内水面漁業に関する統計

別冊1 2003年（第11次）漁業センサス総括編

別冊2 THE 2003(11TH) FISHERY CENSUS OF JAPAN（英文統計）

CD-ROM 海面漁業の地域構造に関する統計

〃 海面漁業の漁業集落別統計

〃 内水面漁業に関する都道府県別総括図

連絡先

この報告書に関する問い合わせ先

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室漁業センサス統計班

電話： 03 - 3502 - 8111 内線2791

03 - 3501 - 1013 （直 通）